

JAB MS101「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」2007 版の発行及び適用について

本協会は、JAB MS101「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」2007 版（以下、MS101 という）を 2007 年 5 月 11 日付けで発行いたしましたので、下記のとおり公表いたします。

主要内容につきましては、07-認シス第 0503 号(2007.3.20)「JAB MS101「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」制定原案の公開について」をご参照下さい。

ドラフト段階での検討に当たりましては、2007 年 3 月 20 日から 4 月 19 日の期間に、MS101 制定原案に対するご意見の募集を行い、関係各位から貴重な御意見をいただきました。コメントの概要とコメントに対する本協会技術委員会の処置につきましては、添付資料をご参照下さい。
コメントをお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

また、MS101 制定原案へのコメントに対する処置に加え、一部編集上の修正及び同時期に社団法人 日本航空宇宙工業会 航空宇宙品質センター(JAQC)がご意見の募集を行っておりました SJAC9010C「JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する要求事項」最終版の変更・追加事項につきましても、添付資料のとおり本文書に反映いたしております。

なお、MS101 の準拠文書である SJAC9010C 及び SJAC9011B は、5 月下旬頃、財団法人日本規格協会から発行される予定です。

MS101 の適用は、次のとおりとします。

- a) 航空宇宙品質マネジメントシステム認証に係る新規認定申請への適用
2007 年 5 月 22 日以降の新規申請は、MS101 を適用して受け付ける。
- b) 既認定の航空宇宙品質マネジメントシステム認証に係る認定審査への適用
該当機関の ISO/IEC 17021 移行審査開始以降における航空宇宙品質マネジメントシステム認証に係る認定審査は、MS101 を適用して行う。

MS101 への適合の確認は、通常の新規認定審査において行い、特別な MS101 への移行審査

は行わない。

c) MS101 適用期限の猶予条項

前 a)及び b)に関わらず JAB MS101 9.1.2 c) 「審査チームリーダーは、航空宇宙産業経験審査員でなければならない。」の適用期限は、2009年9月14日とする。

d) JRMC との合同審査

MS101 を適用した認定審査は、原則として JRMC の認証機関に対する定期サーベイランスなどとの合同審査となる。

記

公表文書：

発行文書

JAB MS101-2007 「航空宇宙品質マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」

コメント及び処置に関する文書

JAB MS101-2007 へのパブリックコメント及び処置

その他の制定原案からの変更に関する文書

SJAC9010C 最終版に対する MS101-2007 への処置

以上

お問い合わせ先：

財団法人日本適合性認定協会 システム認定部（技術グループ）

E-mail：sys@jab.or.jp